

豊山町地域公共交通総合連携計画の一部改正新旧対照表（案）

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>5.1.2 利便性向上のために実施する施策</p> <p>町内の公共交通の利便性を向上させるためには、情報提供による公共交通利用の促進と、公共交通利用環境の向上が必要となります。</p> <p>情報提供による公共交通利用の促進については、<u>住民・利用者の意見を積極的に取り入れ、バス事業者や関係機関、そして町が協働して取り組んでいきます。</u>これまでに引き続き公共交通マップの作成や、広報とよやま・ケーブルテレビ・ホームページ等による情報発信、バス乗車キャンペーンなどの実施により達成することとします。</p> <p>公共交通利用環境の向上については、デマンド交通の導入やダイヤ・運賃の見直し等も含めたタウンバスの見直しによるサービス向上、ターミナルの整備や交通パスポートの導入に向けた検討を通じて達成することとします。</p> | <p>5.1.2 利便性向上のために実施する施策</p> <p>町内の公共交通の利便性を向上させるためには、情報提供による公共交通利用の促進と、公共交通利用環境の向上が必要となります。</p> <p>情報提供による公共交通利用の促進については、これまでに引き続き公共交通マップの作成や、広報とよやま・ケーブルテレビ・ホームページ等による情報発信、バス乗車キャンペーンなどの実施により達成することとします。</p> |